



公 示

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、速度抑制装置の備え付けが免除される貨物の運送の用に供する自動車（使用の本拠の位置が中国運輸局管内のものに限る。）を下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

ただし、現に自動車検査証の交付を受けている自動車にあっては、この公示にかかわらず、基準緩和の認定が失効するまでは従前の例によることができる。

平成30年3月27日

中国運輸局長 川中 邦男



記

1. 認定番号

中国技技第518号 平成30年3月27日

2. 用語の定義

この公示において「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道法第4条に規定されている高速自動車国道又は道路法第48条の2に規定されている自動車専用道路により構成される連続する路線であって、その一部区間又は全区間の最高速度の指定が80キロメートル毎時以上であるものをいう。

3. 基準緩和認定の対象となる自動車

- (1) 平成15年8月31日以前に製作された最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車をいう。）であって、高速自動車国道等を運行しないことが申請書類により確認できるもの。
- (2) 平成15年8月31日以前に製作された大型貨物自動車であって、申請書類により離島（高速自動車道等を有する島及び架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されているものを除く。）に使用の本拠の位置を有することが確認できるもの。

4. 基準緩和を認定する条項

- (1) 上記3.(1)の自動車
 - ・第8条第4項（速度抑制装置）備え付け免除〔057〕
- (2) 上記3.(2)の自動車
 - ・第8条第4項（速度抑制装置）備え付け免除〔057〕



5. 条件及び制限

(1) 上記3.(1)の自動車

- ①高速自動車国道等を運行しないこと。〔077〕
- ②自動車の前面、後面及び運転者席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。〔078〕

(2) 上記3.(2)の自動車

- ①使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行(整備等のための運行を除く。)しないこと。〔079〕
- ②自動車の前面、後面及び運転者席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。〔080〕

6. 附則

- (1) この公示による認定は、平成30年3月27日から適用する。
- (2) この公示による認定の対象となる自動車の使用者は、あらかじめ「基準緩和自動車認定要領について(平成9年9月25日付け中国整車第539号)」に規定する申請書類を使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に正本1通を提出し確認を受けなければ、本公示による認定が受けられないものとする。
- (3) この公示による認定の適用を受けた後、当該自動車について、次のいずれかに該当するときは、本公示による認定が失効するものとする。
 - ①当該自動車の使用者に変更があった場合
 - ②この公示による基準緩和認定に係る構造又は装置に変更があった場合
 - ③使用の本拠の位置に変更があった場合(上記3.(2)の適用を受ける自動車又は中国運輸局管外となった自動車に限る)

